

小山工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

制 定 昭和47年4月1日

最終改正 令和6年3月13日

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条で準用する第106条の規定に基づく小山工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与については、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に校長又は教授として通算20年以上勤務し、教育上又は学術上に功績のあった者に対し授与する。

2 前項の勤務年数中に本批准教授又は講師（常時勤務するものに限る。）としての勤務した年数の2分の1を加えて通算することができる。ただし、教授として10年以上勤務した者に限りこれを適用する。

第3条 前条の年数に満たないが、本校に校長、教授、准教授又は講師（常時勤務するものに限る。）として勤務し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者に対し同条の規定にかかわらず名誉教授の称号を授与することができる。

第4条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式による辞令書の交付をもって行う。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月23日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第 号	年 月 日	教授の称号を授与する	氏 名	年 月 日生
	小山工業高等専門学校			